

宮崎市児童相談所のあり方検討委員会（第2回）

- 1 開催日時
令和5年12月27日（水）17:00～19:15
- 2 開催場所
宮崎市役所本庁舎
- 3 出席者
(1)委員
安部委員、甲斐委員、増田委員、安田委員、柳田委員
(2)事務局（子ども未来部 子ども家庭支援課 児童相談所設置準備室）
清山市長、永山副市長、富田部長、松木課長、日高室長、中森主幹、鬼束副室長、
前田主査
- 4 事務局からの説明に対する委員からの主な意見

01「こども家庭センターの機能」について

【スライド04 児童相談所とこども家庭センターの役割分担について】

【委員】

- ・ 児童相談所について高度、重度と書かれてあるが、相談等の入り口はどういう流れを想定しているのか。こども家庭センターと児童相談所の入り口の部分について教えて欲しい。

【事務局回答】

- ・ 運用方法を決めていく中で、考えないといけない事項になる。児童相談所であれば、189からの通告や警察からの通告などがある。一方でこども家庭センターは個別に相談ダイヤルを設けることになると思うが、一般の方には分かりにくいので、現段階では、こども家庭センター側でできる限り対応する形を想定している。

いずれにしても、受けつけた相談は、こども家庭センターと児童相談所と一緒にアセスメントを行い、どちらが対応するか検討するのか決めることになる。

他自治体の状況も十分研究する必要があると考えている。

【委員】

- ・ 子どものことで悩みを持たれているご家庭が、どこに電話をすれば自分が必要な相談を受けてくれるのか、とても大事なので、そこは分かりやすい組織を作っていく必要があると思う。

今回、事前に資料をいただいたので、品川区が児童相談所とこども家庭センターを合体して、来年の4月から運営する予定ということで、その案を見た。

児童相談所の主な役割として、虐待対応、専門的・医学的だったり、心理・精神保健面からもきちんとした対応、継続的で重篤な対応をしていかなければならない。一時保護、児童福祉施設・里親への措置は当然なんです、非行対応と障害者手帳の判定、社会的養護の体制強化というのも児童相談所の主な役割として位置付けており、それ以外については、こども家庭センターの窓口で対応するということですが、私も長年現場にいて、たらいまわしになってしまうご家庭が非常に多いことに心痛めておりましたので、入口の部分、よく言われるワンストップで、一番最初に受けたところから、必要な支援に対応するセクションに繋いでいけるようなシステム作りをお願いしたいと思っている。

先ほど話のあった189というのは、基本、緊急対応、虐待の対応になるが、それ以外の相談も諸々ある。もちろん今の児童相談所でも直接ダイヤルで対応しているが、今不安でどうにもならないという時に189にかけられるかということ、なかなか親御さんの気持ちとしては難しい状況がある。先ほど連携という話をされていたが、それを考えていく時にも、まずはどういう形で相談支援体制を作り上げていくか、合体型にするにしても、並列型にするにしても、利用者側が利用しやすい流れを作っていく必要があると思っている。

【委員】

- こども家庭センターと児童相談所の役割はとても大事だと思うが、特にこども家庭センターが担う役割の中で期待したいのは、虐待の未然防止、家庭支援をきめ細かに今保健所を中心にされていると思うが、そういった機能を活かして虐待を起こさない環境を整えることが、こども家庭センターが担える大きな役割だと思っている。

また、虐待が残念なことに発生してしまい、一時保護して児童相談所が対応して、その後、家庭復帰を目指すと思うが、家庭復帰するにあたっての条件整備や再発防止の環境整備というところは、児童相談所はあまり得意ではない。こども家庭センターは家庭訪問など色々な形で多分得意な分野ではないかと思っている。情報をきめ細かに共有できる体制を取ることが、前提になるので、その組織の体制としてトップが一人の方がいいのか、それとも専門性に応じた形で最初から役割分担をした方が良いのかというところは、それぞれにおいて必要とされる資格もあると思うので、今後もう少し検討した方が良いのではないかと思う。情報が緊密に連携されることで、今の宮崎市と児童相談所との体制よりも、もっともっと住民目線のサービスができるのではないかと期待している。

【委員】

- 今、入り口というような話があったが、それは私自身も非常に重要なものだと考えている。特にこども家庭センターの母子保健機能というところは、単に受け付けるだけではなくて、アウトリーチ的な機能を有するところがある。以前、児童虐待による死亡事例の検証を行ったことがあるが、

検証を行った際に、やはりアウトリーチ的な部分が非常に重要だと感じた。そういう意味では、母子保健機能という意味におけるアウトリーチは非常に重要だと考えている。

それから入り口というところなんです、一旦受理した後、スライドの8枚目にあるが、重なり合う部分の対応が非常に難しい。ここをしっかりと、どちらが責任を持ってどういう形で対応するのかという連携機能が非常に重要で、図の下の部分、リスクの程度が低い部分については良いが、少しリスクが高くなると、どちらが担うべきかという振り分けの部分は非常に重要だと考えている。

【委員長】

- ・ 基礎自治体として児童相談所を作るのであれば、一体的にやるのが当然だと思う。ただ、もう一つはこども家庭センターが人口40万人に1か所で良いのか。つまり身近なところで相談に応じるということになると、もう少しきめ細かく分けた方が良いかもしれないと思った。

機能で分けるというよりも、こども家庭センターが地域に根差した身近な相談機関という意味合いがあるとすると1箇所が良いのかという点は迷ったところ。

追加で配らせてもらったが、「こども家庭センターメモ」と書いてあるところを見てください。2017年、子ども家庭総合支援拠点を設置する前に社会保障審議会で議論をしていた際、子ども家庭総合支援拠点がどういうものか分からないということで示した資料になる。

逆三角形がリスクのレベル。一番上がポピュレーションで、全ての子どもが対象、一番下が虐待対応になる。横軸が年齢。出産前から、保健センターなどが関わり、6歳以降は学校が関わり、18歳までが子どもということになる。子育て世代包括支援センターは、妊娠期から子育て期の6歳くらいまでのポピュレーションを含めた少しリスクのある人たちが対象。ところが、子ども家庭総合支援拠点は、ポピュレーションから虐待レベルまで全部が対象になる。そう考えると、児童相談所はどうかというと、出生後からかなりリスクの高い分野を中心に対応するということになる。元々対象が重なり合っているが、やはり中心的なところは違うのかなと思った。（次ページ）レベルに応じて、こども家庭センターの役割が違って、ポピュレーションレベル、全ての親子と妊婦が対象になるが、大体9割程度の人たちが自分達でできる、公私のサポートを受けながら子育てできるポピュレーションレベルの人たちになる。要支援レベルは、自ら子育て不安を抱いて相談に来る人、また周りから見て心配な親子だが、虐待まで至っていないレベルになる。一番下は要保護レベルで、虐待が疑われる親子、要支援レベルでも援助拒否している人たちにはサポートが入らないので、要保護レベルとして対応したらよい、というふうにレベルに応じた判定・対応が必要になってくる。三番のところ。レベル判定、アセスメントが大事になってきていて、子どもの状況によってこども家庭センターの役割、宮崎市がどこで対応するか、どんな対応をするかで変わってくる。その時に、心配な情報もたくさんあるが、ストレングス（強み）にも注目していて、ポピュレーションレベルでも、公私のサポートを受けているので、こども家庭センターは、ポピュレーションレベルも視野に入れた支援が必要。（次ページ）こども家庭センターと児童相談所のイメージ図になる。これは後の話になるかもしれない。別紙にフローチャートの記載があるが、情報が入ってきた時に、アセスメントがとても大事、まず家において安全かどうか問われるし、不明や家において安全でない場合は、児童相談所の一時保護を検討することになる。次に、家族に支援が必要かと

ということで、家にいて安全で、家族に支援が必要なければ、ポピュレーションとして支援を終結しても良いが、支援が必要な場合、児童相談所の関わりが必要か、法的な対応や児童相談所にしかない権限が必要かどうかということで、それがなければ、こども家庭センターでの対応になるが、必要な場合、保護者と協働できるかどうか、児童相談所の関わりが必要で保護者との協働ができれば児童相談所の継続指導若しくは、児童相談所の関わりが必要だが、当面支援はこども家庭センターというふうにやっていけるかなと思う。児童相談所の関わりが必要で保護者との協働ができないとなると、児童福祉司指導や危険度のレベルによっては、分離ということになっていくのかなと思う。結論から言うと、どっちで見るかというよりも、リスクアセスメント、ニーズアセスメントをどういう体制でした方が良いのかということだと思う。一番最初に言いましたように、基礎自治体が児童相談所を作るからには、一緒にアセスメントをする方がいいのではないかと思った。

【委員】

- ・ アセスメントの重要性ということなんですが、こども家庭センターと児童相談所があって、イメージとしては、入り口にこだわるんですが、外部からの相談もまずはこども家庭センターで受けたうえで、アセスメントをして振り分けていくというイメージで、結果的に残るのは、おそらく虐待や重篤なものを想定した時に、虐待以外はあんまり浮かばないが、そういう意味合いで児童相談所に担当してもらうのは虐待が中心になっていくという理解で良いのか。

【委員長】

- ・ 体制にもよるしメモの一番最後のところになるが、最近ある人口60万人の児童相談所に行ったら、3つの係に分かれていた。緊急対応班と言われることが多いが、調査・アセスメントをするところと、在宅支援をするところ、分離ケースの支援になるが、ここで特徴だったのがチームに分けていて、各チーム児童福祉司3人にスーパーバイザー1人ということだったが、アセスメントを一括してやるということ、警察からの泣き声通告が増加していて、それに児童福祉司が振り回されているが、それを児童福祉司3人とスーパーバイザー1人で対応していて、それ以外の情報として、保健師とも一緒になるので、健診未受診やこんにちは赤ちゃん訪問事業で家庭訪問をしたというケースのアセスメントも一緒にここでした方が良くないかと思ったりもしている。直接、子どもや家族からの相談は1割程度で、9割程度は外部からの通告になる（療育手帳は除く）。近隣地域からが2割程度かな。あとは関係機関になるので、関係機関には連絡先を明示すれば良いことなので、家族と近隣地域からの窓口をどっちにするかっていうことだが、同じ建物であればひとつにして良いのではないか。あとは初期対応チームがさっと調べたうえで受理会議にかけていく、この後、引き続きどちらで支援するか、多分在宅支援でなおかつ児童相談所が関わる在宅支援はかなり少ないと思う。児童福祉司指導ぐらいになる。後は予防的、子育て支援を目的とした協働できる支援を児童相談所の児童福祉司がした方がよいのか、こども家庭センターの職員がした方が良いのかという考え方だと思う。

【スライド 05 児童相談所とこども家庭センターの体制について】

【委員】

- ・ 私の経験と体験から言いますと、現状の職責というか、児童相談所に委ねられている決定権みたいなところの重さを考えると、職務権限は増々肥大化しているし、来年からは司法審査も入る。私は児童相談所長一人が、それプラス母子保健及び児童福祉分野の支援を必要とするようなケースの最終決裁者になる組織は少し厳しいのではないかと思います。自治体の状況にもよると思うが、先ほど話に出ていたが、こども家庭センターと児童相談所を一緒にするにしても、しないにしても、それぞれのトップは非常に専門性が高い人を配置しなければならないということになるので、もし児童相談所長という名称で、こども家庭センター部分の統括責任者になるのであれば、そこにもう一人、職務権限と言うか、通常の組織の話になるが、日常的な決裁やそこでやれるものは振り分けていかないといけない。児童相談所長は会議ばかりで、椅子に座っていない状況がある。知り合いの児童相談所長に話を聞いたところ、児童相談所の業務だけでも、ケースが増えすぎて、ケースのことが見えない状況で、リスクアセスメントがワーカーから情報をもらっても判断に困る状況があるとのこと。トップを児童相談所長 1 人にするということについては、非常に難しいのではないかと思います。また、それがやれる人材を確保するということが難しいのではないかと考えている。

【委員】

- ・ こども家庭センターの所長は、どうしても保健所のイメージからすれば、医療的な専門的な知見がないと、指導するにしても大変だと思うし、現実保健所の所長は医師になりますよね。
それに対して、児童相談所長は福祉に精通していないと困る。また、法律に対する考え方もある程度持っていないといけないということで、多分一人で両方の資格を持っている人は極めて少ないのではないかと思います。それを思うと、それぞれのトップはそれぞれで専門資格を持った方がいて、役割を担わないと厳しいのではないかと考えている。

【委員】

- ・ 私は、先ほど話したとおり、特に軽度と重度の中間部分の振り分けは、連携が非常に重要だと考えている。どのような形でこども家庭センターと児童相談所が連携していくのか、いけるのかどうかが非常に重要だと思っていて、そういう意味では、私は一体的な形の方が理想ではないかと感じている。私は理想的な部分で述べさせてもらっているが、もちろん決裁の部分や状況把握の部分などで問題が出るだろうなというのは当然私も考えているが、やはり、子どもの支援は連携が非常に重要なところだと考えている。
今回は、こども家庭センターと児童相談所の連携ですが、実を言うと、児童相談所とその他様々な支援団体等との連携が非常に重要だと考えた時に、一体的な方が理想としてはいいかなと考えているところ。

【委員】

- ・ 基本的なことだけ考えると、逆にこども家庭センターの中の一部門に児童相談所の機能があると理解する方が、私としては理解しやすい。こども家庭センターで全部受けて、重篤なケース、そうでないケース、リスクの程度の低いケースなど色々あるが、その低いところから高いところまで、全部をこども家庭センターの中で一旦引き受けた上で、児童相談所と役割分担をする方が整理の仕方として、私の中でじっくりくる。それが実際行政的に可能なことかは分からない。

【委員長】

- ・ 私もそう思います。児童相談所と市町村はどうしても押し付け合いがある。実は政令指定都市も児童相談所と区役所があって、区役所と児童相談所でケースの押し付け合いがある。その押し付けになった時に、誰かが担当を決めないといけない。そうすると、それがこども家庭センター長でも良いと思う。専門性が心配なら、例えば明石市は副所長を2人おいている。そんな形で、それぞれの専門性はいるが、最後は誰かが決める方が押し付け合いにならない。

【事務局回答】

- ・ ご意見ありがとうございます。私たちも悩んでいるところが、まず拠点としての概念と組織としての概念がちょっとごっちゃになっているのが、私たちも悩みです。
私たちが目指そうとしている拠点で考えると、別の名称がつくと思う。他の自治体でもそうだが、例えばこどもセンター、こども総合センターという拠点があって、あくまでも児童相談所、一時保護所、こども家庭センターは国が示す機能で、拠点の一部であるイメージ。宮崎県が女性相談所など全部の機能を含めた福祉センター長がいて、児童相談所長はまた別にいる。多分本当はもっといくつかレイヤーがないといけないと感じており、これは組織の中できちんと考えれば良いと思っている。
「連携」が、市が児童相談所を設置するメリットになるため、形として物理的に一緒になるか、別になるかはどうあれ、きちんと連携して、アセスメントの情報が全体に行き渡る仕組みは全体に作らなければいけないと思っている。
委員長が言われたこども家庭センターが1か所で良いのかという話については、こども家庭センターは子ども家庭支援課が中核となって設置するが、現在宮崎市には、6か所の保健センターがあり、そちらには地区担当の保健師がいて、そこでも直接相談を受けている。そういった地域分散型の形はアクセスポイントとして何らか残しておかないといけないだろうなと思っている。
その職責を担えるかという点については、様々な人の意見を聞くと、児童相談所機能とこども家庭センター機能が連携するということが、一番の市のメリットでありつつ、児童相談所はある意味独立した判断が求められるところでもあると聞いている。そう考えると、組織としては、児童相談所とこども家庭センターの長は別にした方が良いのではないかという考えもある。いただいた意見を参考に、拠点としての概念、組織としての概念について考えていきたいと思う。

【委員長】

- ・ 児童福祉法の中で児童相談所長になれる任用資格について列挙されていますが、児童相談所長が全部決めるわけではない。いかに、弁護士や精神科医などが関係機関からの情報を多角的・総合的に判断するかというのが援助方針会議ですので、ただ、最終的に決めなければいけないという孤立感はある。列挙されている人の中で、できる人を探すしかない。個人に専門性を押し付けるのではなく、チームとして組織として児童相談所の専門性を上げるというふうに考えたほうが良いと思う。

【委員】

- ・ 先ほど連携という話をさせていただいたが、組織が別であっても連携ができていれば、それはもちろんいいこと。例えば、今全国で児童相談所に弁護士が派遣されており、意見を聞くと、非常勤の弁護士がいたり、常勤の弁護士がいたりするが、やはりそこにいるということは、すごく相談しやすいというふうによく聞く。相談案件が多いわけではないが、週2回勤務の弁護士より、そこに居てもらった方が、非常に相談しやすいという意見を聞くと、そういうもんなんだなと思って、そういう意味では、連携という実質があれば良いが、やはりその組織をどういう風に作るかで、それによって連携をどう保っていいか、組織論としても非常に重要なところだと思う。全く別の庁舎で別の組織となった場合、先ほど県の児童相談所と市町村との関係の話があったが、顔が見えるか見えないかが非常に大きいと思っている。

【スライド 13 宮崎市における子どもとその家庭等に対する支援体制（案）】

【委員長】

- ・ スライド 13 の子ども家庭支援課と親子保健課、地域保健課との連携については、今でも連携を持っているが、こども家庭センターになった時に、この連携がどうあれば良いか、ということですが、これについて皆さん意見はありますか。メモの 4 番にこども家庭センターというよりも、子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターが一緒になるのにどうあれば良いかという時に、普通は情報がひとつになるということですが、もう一つ、青森県の三沢市という人口 5 万人くらいの小さなところだが、もともと支援拠点の中に子育て世代包括支援センターがあり、保健師と助産師の 2 人だけここに来ていて、ここで母子手帳を発行する。健診は地域保健がやっている。母子手帳の発行と病院からの医療連絡票はここで受け付ける。保健のアセスメント部分をここ担っていて、子育て世代包括支援センターは本当に 2 人だけでして、拠点の中で一緒に動いているところになる。児童相談所とこども家庭センターというときに、子育て世代包括支援センターも一緒になることになるので、地域保健や母子保健が全部くるというやり方以外のやり方もあるんじゃないかなと思って、三沢市はとても面白いことをやっているなと思った。子ども家庭支援課の中にも保健師がいるんですね。どんな役割をしているのか教えて欲しい。

【事務局回答】

- ・ 先ほどのスライドだと 14 です。年齢や世帯の関わり度合いによるが、1 歳未満のこんにちは赤ちゃん訪問事業等を担っている母子保健機能が、今年度 4 月に児童福祉の虐待対応部門と一緒にになっておりますので、かなりの保健師、助産師、看護師が組織としても一体化しております。ただ、保健センターが対応している発達面だったり、複雑な関与が必要だったり、就学前の健診等まで一緒になるととても大きくなるので、そこに関しては一旦保健所の中にある地域保健課や親子保健課が対応している。親子保健課は同じ部内ですし、地域保健課とはずっと一緒にやってきた機能を年齢区分や関与の度合いによって役割分担しているものなので、連携をしながら対応している。

【委員長】

- ・ それで不具合ありますか？

【事務局回答】

- ・ 不具合がないように対応している。

【委員長】

- ・ 多分、今の保健と福祉の連携については、児童相談所を作るよりもずっと簡単ですよ。同じ言葉が使えて、同じレベルで話ができるので、13 番は内部で検討してください。

02「児童相談所の機能」、03「一時保護所の機能」、04「必要な諸室」について

【スライド 19 児童相談所の機能【親子関係再構築支援】④】

【委員】

- ・ 児童相談所では担当の心理司と CW が入って、家族面接みたいな形で、虐待に特化した家族再統合のためのツールを使って行う。例えば家庭復帰を考えていて、本人も帰りたいとなった時に、ケースによってはとても長くかかって自宅に帰すが、すぐに再虐待が起こってしまうケースもある。親子再統合の構築支援事業だけでは、家族の中での虐待は防げないところがある。
もちろん家庭復帰が全てではないが、子どもにとっては唯一無二の家族であり、親であるので成人した後も親との関係性途切れたままではいけないということで、親子の関係形成支援事業はとても大事ですね。宮崎市の場合は、市の管轄のエリアの方なので、比較的児童相談所に来てくれるが、県の場合は、エリアがとても広く、遠隔地もあるため、月 1 回来てもらい、児童相談所の家族療室でやれるかという、親も来るのがしんどくなり、仕事を理由に来れなかったり、内面的にはなぜ自分たちは悪くないのに、こんなことをしないといけないのか、というふうに、この事業そのものを入れていく家族の受け止め方もあるので、全てのケースではやれない。

児童相談所は親子関係再構築支援が位置付けられているが、市町村における子育て家庭支援の充実の中にも親子関係形成支援事業への取り組みが望まれている。児童相談所であったり、こども家庭センターであったり、どこがするかもなんですが、ノウハウを持った団体に専門的なスキルを使ってやってもらうというのも一つの方法。長期的になると、いつまで児童相談所に来ないといけないのか、自分たちはいつまでこうやって縛られるんだ、という話をされる方もいる。そうならないために、お父さんやお母さんと子どもの関係性が少しでもうまくいくように、私たちとしては虐待がまた起こらないように、お父さんやお母さんの気持ちを子どもにも理解してもらって、子どもの望む家族のあり方を受け入れてもらえるように話をしていくが、やはりなかなかそこは時間がかかるので、児童相談所やこども家庭センターだけでなく、民間のノウハウを持った団体に委託することでケースによっては行きやすさに繋がるのではないかと。いつまでも児童相談所やこども家庭センターから離れられないではなく、そういう事業のあり方もあっていいのではないかと。だからそういう団体を育てていくということは、児童相談所を設置するまでに事前にやれることがあるのではないかと。資料の中にもあったが、市町村の支援メニューをもっと開拓していく必要があるのではないかと。それぞれの家族によって、親子関係形成支援のあり方が一つ一つ、それぞれの家庭によって違うと思うので、場合によっては、きちんとした場所じゃなくても、身近なところで、親子関係の形成支援みたいなものができるようになるのも望ましいじゃないかなと思っている。

【委員】

- ・ 率直に言えば、なかなか難しいかなということなんですけど、児童相談所では30年ぐらい前に家族療法とかが流行ってた時期があり、あの頃宮崎の児童相談所もワンウェイミラーのある面接室を使ったり、県外から講師を呼んで、研修会をやったり、私民間の病院にいたんですが、飛び入りで参加させてもらったりとか、一時期そういう時期があったが、立ち消えというか、あまり聞かないようになった。やはり難しいんだと思います。難しいから駄目というわけではないが、児童相談所の機能としてどうなのかなと、関わろうとすると、年単位のことですよね。その職員がずっとその場に異動もなく、5年も10年もいれば、関わっていけるかもしれないが、そういうことが可能なのかと考えるとなかなか難しい。先ほど委員長が言われたように、外部の機関を活用するというのは、むしろそちらの方が現実的なのかもなと思った。児童相談所でなんでもかんでもやっつけようと思ったら、かなりの人員と予算がないと多分無理だろうなと思う。

【委員】

- ・ 私も同様で、やはり民間の団体等と連携を組んだ上で、こういった形でアフターケアを行っていくのが非常に重要だと思っている。私自身もシェルターを運営していたが、その中で今でも子ども担当弁護士制度というのがあります。その制度を通じて、施設を退所した後の子どもに対するケアをしている。子どもが親に伝えたいということを親に伝えて、親が子どもに伝えたいということ子どもに伝えたりなど、そういう形でケアをしている。もう成人になっているが、最初お母さんのところに戻ったが、お母さんとうまくいかず、結局お父さんと話をして、お父さんの元で生活するようになったが、またお父さんとうまくいかなくてっていうような状況もあります。そこにつ

いて相談に乗って、こうしてみたらどうだろうかと一緒に考えてあげる存在が非常に重要なのかなと考えているところです。

なお、今現在、日弁連の方で、ケアリーバーに対する弁護士としての援助の仕方について支援をどうするか議論されている。ケアリーバーに対して支援活動をする弁護士に対して、日弁連としてその弁護士の支援ができないかというような議論がなされている状況もある。弁護士だけに私は限らないと思っている。解決できるかどうかは別として、子どもたちの相談にのる。そういう相談にのってあげるような存在っていうのを、児童相談所がやっていたら多分パンクしてしまうと思う。そこら辺は NPO 団体等との連携が必要なのかなという気がしている。

【委員】

- ・ 本当に難しいなと思いながら話を伺ってる。家族再統合と言った時に、短期的なものや長期的なもの一応分けて考える必要があると思っている。一時保護して、この家庭がどういった支援が必要なのかという判断をして、家庭に帰すという判断をする時には、児童相談所主体でどんな状況で不具合があったのかという家族の機能についてアセスメントした上で、処方箋をきちんと児童相談所が示すべきだと思うが、家庭に返せないから、里親さんや児童養護施設に入るケースはとても複雑なので、簡単に児童相談所が年に何回か呼び出して話をしてどうにかなるものではない。とても複雑だと思っているので、皆さんの言われるとおりアウトリーチ、どちらか専門的な知識を持っている団体等にお願いするしかないと思う。そう言いながらも、やはり親元で暮らすということは、子どもにとっての権利であり、子どもたちは帰りたいと思っているので、どういう状況の家庭であれそこに帰すというのを目指すのであれば、やはり何らかの形で武器は持っておかないといけないと思う。本当に難しく、じゃあ何ができるのかということになるが、多分今全国の児童相談所で家族再統合の向けてのプログラムと言えば、代表的なのでいくつかあると思っているが、そのスキルを職員が自分で研修を受けて、身につけられるのか、もし身につけていくとすれば、それを元にして、その児童相談所である程度統一した形で、短期的な家族調整はそれに基づいて行うという考え方ができるかもしれない。しかし、私は悲観的で失敗した事例もたくさん見てきたので、やはり長い目で見た時には、児童相談所がそれを使うだけのエネルギーはとてもじゃないが持っていないので、児童相談所では無理なのではないかと思う。ですから、先ほども言ったんですけど、そこを行政の中で担うことができるのであれば、こども家庭センターの方が保護者の立場から言えば、敷居が低い分だけ行きやすのではないかと、また、本当に困った時の SOS も児童相談所より発信しやすいのではないかと、そこをうまく自由に選べるような形で提示できるような組み方をするしかないのかなと思っている。

【委員長】

- ・ 福岡市の児童相談所が、入所している子どもの在籍年数等を調べたところ、大体 2~3 年以降は面会回数が減るし、引き取り件数が随分減る。その前に一時保護をした時に、例えば虐待があったとしても、その背景に親子関係だけではなく、経済的な問題や長時間労働の問題などがあって、親子関係だけに注目するのではなく、虐待が起こってきた背景をサポートすることで分離せずに済む

のではないかと思ったのと、一時保護から家庭に帰す時は、サポートプランを作れば良いと思うんです。親と子どもが一緒になって、何が課題で、どういう支援をします、ということについてサポートプランを一緒に立てて、一緒になって話ができ、その後の支援も入りやすい。サポートプランを立てる時には、こども家庭センターの職員も入ったらいかなと思った。長期になったケースについては、頻繁に子どもに会いに行くことが児童相談所の職員としてできることだと思う。子どもの話を聞くし、子どもの言い分も聞くし、それを伝えていくし、そういうことですね。

先ほどのメモの一番最後6のところ。里親支援チームは、毎月1回子どもに会いに行っていると言っていました。全国レベルでもこれはすごいと思いました。なので、子どもからの信頼も結構高かった。お勧めしたいのは、在宅の親御さんに対して、ペアレンティングトレーニングをしませんかということです。茅ヶ崎市が自前でやってるんですが、家庭相談員がトレーナーの資格を持って、市の広報で例えば10名程度募集しますと言って、そのうち5名程度は心配な方に声かけをする。そうすると要対協のケースの人が自ら申し込んできたと言うんですね。親も悩んでいたということが分かった。児童相談所を設置する前にできることが何かと言うと、親子関係調整を市としてやること。資格を取るための補助金もあったと思います。トレーナーの養成に行ってもらって、翌年から市の行事としてやっていただく。繰り返しますが、広報誌に載せることによって、行政に引っかかってない人も来られるし、周りから見ると大丈夫と思ってる人も不安に思ってるかもしれませんし、こちらが心配している人にも勧めやすいですね。そんなことをしたらいいのかなというふう思った。

【スライド 20 児童相談所の機能【こどもの権利擁護】⑤】

【委員長】

- ・ 子どもの声を聞く権利擁護の話です。児童相談所だけではなくて、いろんなところが子どもの声をきちんと聞かないと駄目ですが。

【委員】

- ・ 意見聴取（アドボカシー）については、いくつかの方法があって、施設職員が行うアドボケイトと第三者的な立場で行うアドボケイト、あとは自ら意見表明をする力を育てるという意味合いにおいて、様々なアドボカシーがあると言われている。この意見聴取を行う者が、原則児童相談所職員が実施となっているが、その点においては、第三者的な立場で行うアドボカシーの導入も十分にあり得るのかなと思っている。

意見聴取をするということは、子どもの意見に縛られるわけではないが、措置等に反映していくと同時に子どもが意見を言う力を育てるという意味合いもあり得ると認識していて、そういう力を育てるという意味合いでは、ピアアドボカシー、仲間同士のアドボケイトなど、第三者的なものを導入してもいいのかなと感じている。意見表明等支援事業の活用により、と書いてありますが、これも活用して実効性のあるものになれば良い。

明石市の事例報告を聞いたことがあるが、弁護士会と明石市の児童相談所職員が事例検討会みたいなものを通じて、ある程度信頼関係を築いた上で、子どもが弁護士に対して話をしたいということがあれば、派遣する制度を作ったりしているところもあるようです。実地で見たわけではなく、報告を聞いただけですが。そういう意味では、もちろん聞く立場の技術というのは非常に重要だとは思いますが、その点についてはある程度第三者的な立場で話を聞く、聞いてくれる、相談できるところが、より実質化していく、意見表明権の行使を実質化していく必要がある。もちろん意見形成から意見表明までを実質化していく必要があると思っている。

【委員】

- ・ 子どもの意見表明支援等についてなんですが、大分県では2年前くらいから大分大学の相沢先生がグループ作ってアドボケイターを養成している。一時保護所や児童養護施設、里親家庭まで実際にトレーニングを受けた方たちが入っているということなんで、そういうのをやっているところから、ノウハウ等をもらうのも必要ではないかと思う。環境整備はすごく大事、もちろんスキル的なものもだが、どういう条件を整えて、子どもと1対1で対応できるか。それを支援する役割もとても大事だと思います。

【委員】

- ・ まず確かに心理士は話を聞くことを仕事としているが、例えば、児童相談所が求人をかけて何人が雇ってすぐ動けるかという、絶対それはないと思う。やはりきちんと教育訓練を受けたうえで、やっとならざるようになると思うし、手間暇かけてやっていくしかないと思う。ペアレンティングトレーニングにしても、すぐにそれを咀嚼して応用できるかという、それもなかなか難しい。そういう意味では、人材を雇ってから育てていくことも必要なのかなと思う。即戦力が望ましいのはもちろん、どういう職種でもそうなんですが、なかなかそうはいかない部分も大きい。子どもさんにしても親御さんにしてもそうですが、多くはマイナスから始まる関係性なわけですよね。そこをうまく関係を作っていくのは単純に技術だと思います。そういうものも一朝一夕で身につくものではないし、どう養成していくのかということも含めて考えていく必要があると思う。

【委員】

- ・ これもとても難しいなと思いつつ話を伺っているんですが、少なくとも出発の時点で、子ども権利ノートの宮崎市版をきちんと作って、子どもにとってやはり言葉的に難しいので、小さいお子さんであれば、どの程度の話し方をするのか、ある程度年齢別に分かるような形で、あらかじめ職員間でトレーニングを積むしかないと思う。ですから一時保護する際にも、どうして一時保護されるのか、一時保護所ではこんな生活をするんだよ、それでもあなたたちはこんな権利を持っているんだよ、ということを事細かに説明すべきだと思いますので、それを年代ごとに理解できるような形で、やはりこれは皆さんおっしゃるとおりトレーニングするしかないと思います。何らかの資格を持っているからできるということにはきつとらないと思いますので、これから先、こういった形

でやるかについては、またいろんな形で、私たちの知恵が必要であれば、また聞いていただければと思うんですが。

ちなみに私は15年ほど前から、虐待を受けた子どもたちの被害確認面接ということでの特別なプログラムをずっと提供してるんです。ただ、それはここで言うのと少し趣旨が違ってくる。かなり応用できる部分はある。子どもたちにどういう話かけをすれば良いのか、子どもたちがどの程度まで話せるのか、ということは、年代別にある程度分かっていることがありますので、そういったのは使えるが、それがそのまま使える形で提供できないのが、もどかしいところなんですけどね。いろんな形で皆さん方も知識をお持ちなので、そこは別途やれば良いのかなと思う。

【委員長】

- ・ ちなみに県では意見表明支援員の要請はやっているのか。

【事務局回答】

- ・ 取り組んでいないと思います。

【委員長】

- ・ 県と一緒にやったらいいのにと考えたんです。中央児童相談所管内で一緒に養成して、実際にやってもらって試行錯誤してみるのが良いと思った。子どもの声を聞く、聞かなければいけないのは児童相談所だけではなくて、市町村もそうなんですよね。例えばこども家庭センターとして、サポートプランを作る時には、子どもの意見を聞かなければいけないので、児童相談所の設置以前に市町村業務の中で、宮崎市として子どもの意見をどう聞いていくのかは少し考えた方が良いのではないかと思った。

【スライド 25 一時保護所の機能【委託一時保護の考え方】③】

【委員】

- ・ 一時保護が本当に必要なケースは、児童相談所で行動観察からしっかりしたアセスメントをするという意味では、児童相談所の一時保護所で保護するのがベストだと思う。しかし、ここにあげている委託保護を行うしかないというのは、一時保護所の職員体制であったり、居室の問題であったり、すでに入っている子どもとの相性などから、保護したくても児童相談所の所内保護ができないことがある。ここに書かれている「委託一時保護を行うことが適当と判断される理由」の例の中で、「自傷、他害のおそれがある等行動上監護することが極めて困難な場合」とあるが、このような子どもをお願いできるところが、宮崎県は正直ほとんどなくて、精神科の病院をお願いすることもあるが、児童精神科医も宮崎県は本当に限られていますし、専門の病床を持つところはなおさら難しいので、なかなかそういったところをお願いできない現状があります。

あと、「子どもの状態に応じて、可能な場合は里親への委託を検討します」とあるが、里親さんの現状を調べたんですが、乳幼児を預かるにあたり、子育て経験があるだけでなく、やはりエネルギーが必要になる。また、30~40代の里親さん達の7~8割が、共働きをされており、なかなか緊急の一時保護をお願いする里親さんの数が足りていないと、現場の方から聞いている。小さい子どもの保護をどうするかという問題は、本当に難しい。ちゃんと自分の意思を言えないし、かといって家庭に置いておけないという状態になった時に、より安全で安心して生活ができる場所を探して、児童相談所はいくつも施設を当たり続けるみたいな状況にあります。

本来は先ほど話したとおり、アセスメントはとても大事です。一時保護した子どもは不安がすごくありますから、児童相談所に連れてこられ、また今日からあそこに行くよ、というふうに連れていかれることは子どもの気持ちを考えると望ましくない。前回話したとおり、やはり子どもの安心安全がきちんと確保できる体制、できれば年齢に関係なくと言いたいところなんですけど、そういった居室の整理だったり、職員の体制作りをぜひご検討いただきたいと思っている。

【委員】

- ・ 委託一時保護する事例で、ここに書いてないものがいくつかあったんですが、ひとつは病院からの通告ケースで入院しているケース。保護者が虐待を認めずに、児童相談所が関与しようとする、そのまま連れて退院する恐れがあるケースの場合は、躊躇せずに一時保護委託をしていました。児童相談所が父母に対して、児童相談所一時保護しましたので、お父さんお母さんは帰っていただいて結構です、お金の支払いも私たちががします、という形で一時保護したケースが何ケースもありました。それから一時保護していて、保護者がなかなか面接に応じてくれない、家庭復帰も叶わないということで、長期化するケースがあったんですが、どうしても長期化してくると学ぶ権利の関係で色々迷うんですね。中学生までであれば、施設や里親など選択肢が広いが、高校生となるとそうはいかない。どうしてもその高校に通える範囲内で委託できるところを探すとすると、これは児童相談所みんなが悩むと思う。近辺の里親を探して、色々な事情があるが、とにかく頼み込んでお願いしたケースもありますし、どうしても兼ね合いが難しいのが出てくると思う。そのためにも里親さんの数を地域内にたくさん抱えておかないと、手足を縛られてしまうことになりかねないのかなという懸念がある。

【委員長】

- ・ 一時保護ガイドラインに書いてあるのは、閉鎖的な空間はできる限り必要最低限にしろということ、閉鎖的じゃない一時保護がどんななのかということ、外に出られたり、学校に行けたりということですね。携帯を持たせること、職員立ち合いのもと携帯を使うことも認める話が出てきていますので、委託先に長くいる子どもと短い子どもが一緒になると両方にとって悪いので、一時保護専用施設を作りましょうというようなことを考えていたりします。繰り返しますが、行動観察が必要だとか、短期治療が必要だとか、積極的に閉鎖空間で過ごさなければいけない子ども以外は、委託一時保護によって開放的な一時保護をすべきというのが国の考え方になる。そういう意味でもう一度検討していただいた方が良くないかなと思いました。

【スライド 30・31 必要な諸室（イメージ）】

【委員】

- ・ 現実から言うと、非開放エリアを一般の方が使うというのは、私の知る限り宮崎の場合はしていません。一時保護所に入る職員も制限するくらいなので、食材を持ってきた業者も、調理室に直接持ち込めるようなルート（階段）を作ったり、子どもたちが出てこないようにしたりして対応していた。本当に閉鎖的なんですよ。だから、一時保護所は見学もさせてもらえないと思います。閉鎖的な空間、非開放エリアはちょっと特殊な部分なので、なかなか一般の相談者を入れるというのは、正直難しいと思う。

ちょっとした隙に子どもが飛び出してしまったりすることもあるんです。職員が出入口の近くは不用意に子どもを近づかせないようにしたりとか、現状の一時保護所はそういう状況です。

【委員】

- ・ 原則としてそうだと思うんですが、現実問題として宮崎の児童相談所は相談室や面接室、それから療法室、体育館については、多分共有してると思うんですよ。両方に同じものを設置するというのは、スペース的にも無駄が出てくると思う。ただ一時保護所の子ども達がそこを使ってる間は他の人達を入れないという形できちんと内部で管理をしないとイケないと思うんですが、今言ったようなところについては多分共用スペースとして使える部分があるんじゃないかなと思います。だから動線をどうするかということも、慎重に考えないとイケないですね。それと体育館が一般の方と共有だと、そこから飛び出して逃げるといったことは簡単にできるので、それができないような形の工夫が必要だと思う。ある意味一時保護所は逃げようと思えば逃げられる場所にしないと、子どもの安全が守れないので、やむを得ないことと言いつつも、やはりそこから出てしまった子どもが事故にあったりしてしまうと、管理責任を問われてしまうことになるので、そのところは十分に管理できる形で共用できる工夫をすべきだと思う。

【委員】

- ・ 私も一時保護所に関して、文章を書いたこともあるんですが、やはり子どもの視点から見た時に、教育を受ける権利などをどうやって充足していくのか、閉鎖的な空間で一時保護することが子どもにとって最善の利益と言えるのか、という視点は必要だと思う。ただ、じゃあどう実現していくかという時に、やはり管理責任の問題や他の地方公共団体でも児童相談所が来るのは反対というような意見が出ているようなところもあり、では現実的にどのようなシステム管理をしていくのかという点については、まだまだ検討していかなければいけないと私は感じている。

実際のところ、一時保護ガイドラインの中でも、一時保護中の子ども達に対して、教育の機会を十分に与えるようにする、というような文言はだいぶ前からあったと思います。一時保護を一度経験して二度と行きたくないという子どもに何人も会ったことがありますし、それだったら親元に戻

るという子どもにも会ったことがありますので、そういうようなことはないような形にしたい。ではどうするのかというところは、今後しっかりと検討していかなければいけないと思います。

【委員長】

- ・ こども家庭庁の資料 32 ページに権利制限について、「一時保護施設においては、正当な理由なく、児童の権利の制限を行ってはならない。やむを得ず児童の権利の制限を行う場合には、その理由について児童に十分に説明し、理解を得るよう努めなければならない」というのがあり、具体的に髪型ダメよとか、子ども用の私物ロッカーに入れて、原則私物の持ち込みを認めなければいけないなどが書いてある。

時間がないのですが、部屋の配置等は急いで協議する必要がありますか。

【事務局回答】

- ・ ここに関しては、今日これで決定ではないので、ぜひ引き続きご意見を賜りたい。動線や一時保護所の運用ルールなどはしっかりと考えていかないと思っている。

その建物自体、どういうふうに市民にとって受け止められるかという点がとても重要。私たちとしては、入り口はポジティブなイメージ、ただ一方で絶対に守らないといけないところは、何らか物理的に考えていかないといけないと思っている。

今回一番最後のスライドで、一時保護所の定員を 18 人と提示しております。これで決定ではありません。前回お示しした資料と建物の規模感やコスト面を考えて、この程度をイメージしております。その中で国がユニットという考え方を示しております。先ほど委員長も言われていたとおり、なるべく閉鎖されてる空間を最小限にしていくという考え方をもとのユニットになりますが、一方で他の自治体からは、リビングがあって、それぞれが個室から出てきて、少しでも家庭的な空間を作ることが、本当に一時保護所の中で必要なのかという意見も聞いたことがあります。ユニットという考え方についても意見をいただきたい。このあたりについては、引き続きご意見をいただきたいと思う。

【委員長】

- ・ 一点だけ追加してよいですか。先ほど第三者評価の話があったんですが、実は日本児童相談業務評価機関というのをやっていて、今年は児童相談所 2 か所と一時保護所 2 か所に行った。2 か所行った一時保護所のどちらも定員が 7~8 人でした。7~8 人だと子どもたちはとても和やかに過ごしているんですね。定員規模の多い児童相談所の方も一緒に行ったが、うちとは全然違う、と言われていました。子どもが 10 人を超えると荒れる、と言われていました。ユニットで少人数だから見えにくいというのもあるが、子どもたちは落ち着くんですね。また個室なので、嫌になったら、部屋に戻ればよいんです。中から自分で鍵が開けられる、他人の個室に入ってはダメとしていて、当然職員は鍵を持っていて、開けられるんですが、自分で部屋に入って鍵がかけられることで、子ど

もの安全が自分で守れたりするので、国が6人と言っているのでは、全然夢物語ではなくて、いい感じかなと思った。6人定員で4人ぐらいで過ごすのが一番いいかなと思うんですが。

【委員】

- ・ やはり一時保護所がどうあるべきかということと、周りに対する気兼ねというものもあると思う。やはり目指すところは子どもの権利をしっかりと保証するという方向で努力していかないといけないのかなと思う。それがダメだということではなく、それを工夫していく方向性を常に持つとかなないといけないのかなというふうには思ってる。

【事務局回答】

- ・ 今日たくさんご意見いただいて、本当にありがとうございます。ひとつひとつ課題も大きいなと思いますし、多方面で考えなければならないなと改めて実感したところです。今日提案したのも答えが出たということではありませんから、引き続き、いろんご意見いただいて、基本的な理念しっかりとしながら、皆様のご意見を踏まえて作っていきたいと思いますので、引き続きよろしくお願いします。